平成２５年（フ）第２７号
大分県日田市大字小迫1295番地１
債務者　石橋　雄二
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第３３号
熊本県山鹿市鹿本町来民1639番地１ブレマ平野Ｃ棟202号
債務者　徳永奈由美
１　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第１４１０号
横浜市神奈川区白幡向町７番４号　京浜交通株式会社白楽研修所212号
債務者　光山　養一
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１８号
横浜市港北区新吉田東５丁目26番１号　プレジオ福田101号室
債務者　泉　　幸宏
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３５号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目20番地11　フィリスタウン203
債務者　中山　明彦
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１６号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目８番14号　シティハイツ南大通り407号室、住民票上の住所埼玉県鴻巣市富士見町４番20―101号　ドエルフジミ
債務者　石戸　良高
１　決定年月日時　平成25年９月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５５号
栃木県宇都宮市戸祭２丁目５番26号　第７鈴木ビル202、前住所栃木県大田原市小滝562番地76
債務者　山田　義明
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５６号
栃木県下野市駅東３丁目６番５号
債務者　本多　　剛
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５７号
栃木県下野市駅東３丁目６番５号
債務者　本多　良子
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６０号
栃木県鹿沼市緑町２丁目５番19号　ニューグリーンハイツ金田110号室、前住所栃木県宇都宮市中今泉３丁目20番16号
債務者　熊代　修一
１　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６１号
栃木県小山市駅南町５丁目12番18号　ハイツ山田202号
債務者　長谷川芳子
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７１号
栃木県日光市土沢1768番地10　ピカイチ日光Ｂ102号室、前住所栃木県日光市土沢1852番地157
債務者　武田　泰弘
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１６９号
愛知県岡崎市洞町字五位原32番地３　クラヴィエＮ―Ⅳ103号、住民票上の住所愛知県刈谷市野田町西屋敷212番地33
破産者　星　　明博
１　主文　当裁判所が平成25年６月３日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県岡崎市洞町字五位原32番地３　グラヴィエＮ―Ⅳ103号」とあるのを「愛知県岡崎市洞町字五位原32番地３　クラヴィエＮ―Ⅳ103号」と更正する。
２　決定年月日　平成25年９月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３０５号
栃木県日光市大室1918番地６
破産者　有限会社岡田物産
１　決定年月日　平成25年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１９号
栃木県宇都宮市江野町５番８号
破産者　有限会社フルーツタマリヤ
１　決定年月日　平成25年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２０号
栃木県宇都宮市泉が丘６丁目11番22号　ステップ泉ヶ丘101号、前住所栃木県宇都宮市西川田南１丁目30番12号
破産者　タマリヤビルこと　赤羽　　博
１　決定年月日　平成25年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係